

2014 年度第 7 回 東京農工大学職員組合 中央執行委員会 議事要旨

日時：2014 年 4 月 16 日(火) 18 時～20 時

場所：職員組合府中事務室

出席者：野村義宏、岡野一郎、岩岡正博、佐藤慶太、佐々木一昭、帖佐直、林谷秀樹、
多羅尾光徳、平塚信子、吉田和佳奈

◆会議に先立ち、理想科学工業より、新旧担当者の挨拶があった。
(最後に報告を記載)

◆前回の議事録の承認

1. 報告事項

1) 都大教

都大教の合宿(5/17～5/18)、単組代表者会議(総会)等に、多羅尾委員が出席
予定である。その他、他大学の給与問題等の状況について報告があった。
(多羅尾委員メモを議事要旨に添付)

2) 全大教

- ・4/23(水)、電通大未払い賃金等請求訴訟の第1回口頭弁論※が行われる為、岩岡書記長、林谷委員、多羅尾委員が傍聴参加予定である。
※東京地裁立川支部 404 号法廷、13 時半より。
- ・合同地区別単組代表者会議が 6/1 に予定されているとのことで、林谷委員より海洋大の岩崎さんに問合せすることとなった。
- ・全大教第 46 回定期大会が、7/12～7/13 に開催されるとのことである。

3) 小金井支部

- ・野草を食べる会を 4/17(木)17 時半から開催予定である。
- ・3 月末でコピー機リース契約が終了した為、新しいプリンターを購入した。

4) その他

4/16 に行われた新採用職員研修(連大 4 階大会議室)にて、研修後、組合説明及び、加入パンフレットの配布を行った。来年度以降も同様に行う為に、パワーポイント等で説明資料を作成してはどうかとの意見が挙がった。

2. 審議事項

1) 団体交渉について

人事労務課の加賀谷さんが異動になり、下村人事労務課課長補佐が後任になった
とのことである。

交渉の日程について当局から返答がないが、学長選前に現学長との間で、継続審議となっている件について交渉を行い、成果を出す為に、早めに交渉を行うことで再度申し入れすることとした。

また、新年度での異動もあり、双方の顔合わせも早めに行いたいとの連絡もすることとなった。(今後、時間が取れない等交渉を断ってきた場合は、不誠実行為となることを記録に残すこととする。)

2)全大教署名への協力について

(『大学の自治を否定する学校教育法改正に反対する緊急アピール』への賛同と取り組みについて：全大発 87 通知 52)

署名に協力するが、ネット署名だけでなく全大教から送られてきた署名用紙にて行う。この用紙について、学長、学部長、名誉教授等の役職者を対象にした署名用紙を一般の職員にも使用してよいか、また、リスト形式の署名用紙等に書式変更し行ってもよいかを、全大教に確認することとした。※

職場代表者に、署名の協力を仰ぐこととした。

※全大教から、一般の職員に使用すること、また、『公表の可否』を確認できるようにしてあれば書式変更も行ってよいですとの返答があった。

3)三多摩メーデーへの参加について

5/1 井の頭公園で開催される三多摩メーデーに、岡野副委員長、岩岡書記長、佐藤委員、多羅尾委員が参加予定である。組合員にも、メーデー前夜祭と合わせて、再度案内することとする。

代々木公園での中央メーデーに内本さんが都大教代表として参加することとなった。

4)人事異動リストの当局からの受け取りについて

今回は 4/4 に組合員、非組合員に配布を行ったが、次年度からは 3 月末には当局に連絡し、4/1 に受け取ることで徹底していくこととした。

(受け取り方法等について、来年度中執役員へ引継ぐこととする。)

5)給与削減の今後の対応について（「催告」の手続きに関して）

催告の用紙等の書式や、必要となる委任状の雛形を全大教に問合せ中である。

賃金請求権は 2 年で時効となるが、催告を行うことにより 6 カ月間請求権を延長することができる。6 ヶ月間の間に現在裁判中の大学（京都大、新潟大）が結審すると思われるので、状況をみる為にも催告する方向で進めることとする。

また、組合員の委任状が必要になるので、委任状の記入等について職場代表者に協力を仰ぐこととする。

非組合員についても対応するかは検討中とする。

3.その他

- ・ 4/30 のメーデー前夜祭会場を佐々木委員が予約することとした。

事前準備は書記で進め、当日は 17 時から会場設営を行うこととなった。

- ・ 組合費の件について、3 カ月以上未納の組合員の報告が書記よりあった。

集金方法等で退会を検討中である組合員に対しては、組合の郵便局口座に個人での送金を検討してもらいたい旨、連絡することとなった。

◆理想科学工業からの案内に関する件について

現在使っている印刷機は修理期間が終了し、今後故障した場合は対応不可であるとのことで、新機種の購入、貸出等の案内があった。

リコーのコピー機も 3 月末で保守契約が終了しているので、故障の場合は修理代金が発生する為、今後、複合機等の買換えを検討していくこととした。